

松浦市新生活応援事業奨励金にかかる確認書

松浦市新生活応援事業奨励金受給資格登録申請をするにあたり、下記事項に相違ありません。

記

1. ふるさと就職奨励金

- ・採用時年齢が45歳未満である。
- ・週30時間以上の勤務かつ雇用の契約が1年以上である。
- ・新規卒者の場合、卒業から1年以内の就職である。
- ・UIターン者の場合、転入から1年以内の新たな就職である。
- ・採用先が、定期的な人事異動等により転出が想定される事業所でないこと。
- ・過去に「松浦市ふるさと就職奨励金」、「松浦市後継者育成奨励金」、「松浦市Uターン就職奨励金」の交付を受けていない。

2. 新生活奨励金

- ・転入時年齢が65歳未満である。
- ・申請者名義で賃貸契約を締結している。
- ・入居する住宅は、公的賃貸住宅又は事業所等の社宅・寮、三親等以内の親族が所有する住宅ではない。
- ・同居親族がいる場合、その者は特別職の国家公務員及び地方公務員、国家公務員法又は地方公務員の適用を受ける公務員及び適用を受けようとする者ではない。
- ・申請者またはその配偶者が過去に「新生活奨励金」、「松浦市賃貸住宅入居費補助金」の交付を受けていない。

3. まつナビ奨励金

- ・松浦高校を平成30年度以降に卒業し、在学中に「まつナビ」に取り組んだ。

4. 共通

- ・就職または転入後、5年以上、市内に居住する意思がある。
- ・Uターン者の場合、市外に転出し、市外で1年以上就職又は就学した後の再転入である。
- ・Iターン者の場合、市外での居住期間が1年以上を経過した者である。
- ・生活保護法の適用を受けていない、受けようとしていない。
- ・特別職の国家公務員及び地方公務員、国家公務員法又は地方公務員法の適用を受ける公務員及び適用を受けようとする者ではない。

以上

年 月 日

氏名 _____

※申請者本人の署名